年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令

（令第一号イからハまでに掲げる数の算定方法）

第一条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（次条において「令」という。）第一号に規定する同号イからハまでに掲げる数は、前年度の二月一日から当該年度の一月三十一日までの間に、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号。次条において「法」という。）第五条、第十二条、第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求が行われた数を算定するものとする。

（令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法）

第二条　令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法は、前年度の二月一日から当該年度の一月三十一日までの間に、当該者に係る法第三十九条の規定による情報の提供が行われた数を算定するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年十月一日から施行し、平成三十一年度分の事務費交付金から適用する。

（経過措置）

2　平成三十一年度における、第一条及び第二条の適用については、第一条中「前年度の二月一日から当該年度の一月三十一日まで」とあるのは「平成三十一年度の四月一日から一月三十一日まで」と、「次条において「法」とあるのは「以下この条及び次条において「法」と、「行われた数」とあるのは「行われた数（法附則第五条第一項の規定により法の施行の日前に認定の請求の手続が行われた数を含む。）」と、第二条中「前年度の二月一日から当該年度の一月三十一日まで」とあるのは「平成三十一年度の十月一日から一月三十一日まで」とする。

○経済産業省令第四十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表） **第八条**　機構の行う業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 （事業報告書の作成） **第九条**　機構の行う業務に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める書類については、この条の定めるところによる。	（財務諸表） **第八条**　機構の行う業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 （事業報告書の作成） **第九条**　機構の行う業務に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める書類については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

［削る］

［削る］

［削る］

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　中期目標の概要

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

［削る］

［削る］

五　中期計画及び年度計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　機構に関する基礎的な情報

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］